

不適切な行為を行う認定支援機関への対応について

注意：

＜応募される事業者の皆様へ＞

一部の認定経営革新等支援機関（※）が、ものづくり補助金への応募を代行すると称し、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求する事例が報告されています。

ものづくり補助金は、中小企業・小規模事業者の皆様が、自ら革新的な商品・サービスを開発する自主的な取組を支援するものです。外部のアドバイスを受けたり、技術を導入したりすること自体は問題有りませんが、上記主旨に沿わない申請は採択の対象となりませんのでご注意ください。

＜ものづくり補助金に応募する事業者を支援する認定支援機関の皆様へ＞

一部の認定経営革新等支援機関による不適切な行為に関する情報が行政当局に寄せられていることを踏まえ、各認定経営革新等支援機関に対し、不適切な行為を慎むよう注意を喚起しています。

各認定経営革新等支援機関におかれては、引き続き、中小企業・小規模事業者等の支援に真摯かつ積極的に取り組んでいただくようお願いします。

○不適切な行為の例

- ・補助金申請に関与する際に、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求すること
- ・認定支援機関であることを示しながら、補助金申請代行等の PR や営業活動を行うこと
- ・支援業務の実施に際して、金額・条件等の不透明な契約を締結すること
- ・支援業務の実施に際して、中小企業・小規模事業者等や関係機関等に対し、強引な働きかけを行うこと

※中小企業庁ホームページ

認定経営革新等支援機関による不適切な行為の防止について

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2013/131127Nintei.htm>